

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

県立赤穂高等学校
校長 行本 健一

緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて

春季休業中は、感染予防対策を実施しながら、教育活動を校内に限定し、部活動（2時間上限）及び単位認定に関わる補習のみを認めていましたが、新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況と緊急事態宣言を踏まえて当面、5月6日（水）までの間、臨時休業とします。

臨時休業期間中、生徒への課題の指示や提出等のために登校日を設定しますので、ご理解ご協力お願いします。

※4月15日（水）、4月21日（火）の登校日は中止となりました。（4月10日現在）

1 登校日 ~~4月15日（水）、4月21日（火）、4月28日（火）~~

2 登校時間 17時30分 SHR開始

3 下校時間 19時30分

4 登校に不安・心配を感じる場合

感染の不安・心配を理由に登校できない生徒については、課題の指示等の方法について配慮致しますので、遠慮なく学級担任等にご相談ください。

5 学習支援について

学習に著しく遅れが生じることがないよう、教科ごとに家庭学習を適切に課し、登校日を利用した進捗状況の確認等を行います。

- ・自学できる教材の配布
- ・映像視聴による学習サポート

6 登校に関する注意

(1) 登校前に必ず自宅で検温を実施してください。

37. 37. 5°C以上の発熱、その他風邪症状（咳・悪寒・倦怠感など）がある場合は、無理せず、登校を見合させてください。（欠席扱いにはしません）

(2) マスクの着用をお願いします。

(3) 各教室で換気を実施します。体温調節のできる服装を工夫してください。

※ なお、各家庭においては、不要不急の外出の自粛をするとともに、次のような対策をお願いします。

- (1) 感染源を絶つ ご家庭と連携し毎朝の検温及び風邪症状等の確認の徹底
- (2) 感染経路を絶つ 手洗いや咳エチケットの指導の徹底
- (3) 抵抗力を高める 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう学校でも改めて指導を徹底

※ 臨時休業中の緊急の連絡は、ライデンメール、ホームページで行いますので、確認してください。